

外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）約款

新旧対照表

新	旧
<p>外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）約款</p> <p>（約款の趣旨）</p> <p>第 1 条 本約款は、お客様と SBI FX トレード株式会社（以下「当社」といいます）との間で行なう外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）（以下「本取引」といいます）に関する権利義務関係等を明確にするための取り決めです。</p> <p>第 2 条 （略）</p> <p>（リスク及び自己責任の確認）</p> <p>第 3 条 お客様は、外国為替証拠金取引の特徴、リスク、仕組み及び当社が提供する本取引に関する取引条件等について、「<u>外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）の契約締結前交付書面</u>」及び電磁的に交付される本約款並びに次の各号に掲げるリスク等を十分に理解したうえで、お客様の判断と責任において本取引を行なうものとします。</p> <p>①～⑩ （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第 4 条～第 12 条 （略）</p> <p>（スワップポイントの再投資及び返還）</p> <p>第 13 条 お客様は、「積立 FX<つみたて外貨>」サービスにおいて、スワップポイント利用設定に「再投資する」を選んだ場合、未実現のスワップポイントを預託</p>	<p>外国為替証拠金取引（積立 FX）約款</p> <p>（約款の趣旨）</p> <p>第 1 条 本約款は、お客様と SBI FX トレード株式会社（以下「当社」といいます）との間で行なう外国為替証拠金取引（積立 FX）（以下「本取引」といいます）に関する権利義務関係等を明確にするための取り決めです。</p> <p>第 2 条 （略）</p> <p>（リスク及び自己責任の確認）</p> <p>第 3 条 お客様は、外国為替証拠金取引の特徴、リスク、仕組み及び当社が提供する本取引に関する取引条件等について、「<u>外国為替証拠金取引（積立 FX）の契約締結前交付書面</u>」及び電磁的に交付される本約款並びに次の各号に掲げるリスク等を十分に理解したうえで、お客様の判断と責任において本取引を行なうものとします。</p> <p>①～⑩ （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第 4 条～第 12 条 （略）</p> <p>（スワップポイントの再投資及び返還）</p> <p>第 13 条 お客様は、「積立 FX」サービスにおいて、スワップポイント利用設定に「再投資する」を選んだ場合、未実現のスワップポイントを預託金残高に振替え</p>

金残高に振替えて、通貨の追加購入ができるものとします。

2 お客様は、「積立 FX<つみたて外貨>」サービスにおいて、スワップポイント利用設定に「分配する」を選んだ場合、出金可能額の範囲内でスワップポイントを預託金残高に振替えて、登録された金融機関に出金できるものとします。

第 14 条～第 21 条 (略)

(差引計算)

第 22 条 (略)

2 当社は、前項の相殺ができる場合、事前の通知及び所定の手続きを省略し、お客さまに代わり証拠金及び預け金の払い戻しを受け、お客さまの債務の弁済に充当することができるものとします。

第 23 条～第 37 条 (略)

(2023 年 9 月施行)

て、通貨の追加購入ができるものとします。

2 お客様は、「積立 FX」サービスにおいて、スワップポイント利用設定に「分配する」を選んだ場合、出金可能額の範囲内でスワップポイントを預託金残高に振替えて、登録された金融機関に出金できるものとします。

第 14 条～第 21 条 (略)

(差引計算)

第 22 条 (略)

2 当社は、前項の相殺ができる場合、事前の通知および所定の手続きを省略し、お客さまに代わり証拠金および預け金の払い戻しを受け、お客さまの債務の弁済に充当することができるものとします。

第 23 条～第 37 条 (略)

(2023 年 7 月施行)